

「農地中間管理事業」による農地貸借申出書

整理番号

福山市長 様

申出日 年 月 日

次の【「農地中間管理事業」による貸借申出書提出時の確認事項】を理解した上で、農地中間管理事業による農地貸借を申し出ます。

	住所	名前(法人名・法人代表者名)	電話番号 ※日中ご連絡が可能な電話番号 (申出者の方にご連絡が取りにくい場合、 ご家族の方の連絡先等〔続柄、名前及び電話番号等〕)
農地貸付者	(フリガナ) フクヤマシヒガシサクラマチ 〒720-8501 福山市東桜町3番5号	(フリガナ) フクヤマ タロウ 福山 太郎	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
農地借受者	(フリガナ) フクヤマシヒガシサクラマチ 〒720-8501 福山市東桜町3番5号	(フリガナ) フクヤマ ハナコ 福山 花子	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- ① 賃貸借(機構による徴収・支払)
- ② 賃貸借(借受者が貸付者に対して賃料を直接支払う)
- ③ 賃貸借(借受者が貸付者に対して賃料を直接物納(米)で支払う)
- ④ 使用貸借(無償)
- ① 水稲
- ② 野菜
- ③ 果樹
- ④ 花卉
- ⑤ その他※こちらを選択した場合は、具体を記入

○ 各筆明細書

貸借する農用地					貸借の内容				その他		
所在地 (町、大字、字及び地番) ※福山市市内	登記地目	現況地目	登記簿面積 (現況面積) (㎡)	登記名義人	貸借期間 (年数)	貸借の始期 (①～③のいずれかを選択) ※終期の番号と同じ番号を選択	貸借の終期 (①～③のいずれかを選択) ※始期の番号と同じ番号を選択	借賃 (①～④のいずれかを選択)	※①～③を選択した場合は、 筆単位で賃料 (円又はkg)を記入	作付作物 (①～⑤のいずれかを選択)	備考
〇〇町〇〇番〇〇	田	田	1,500 (1,500)	福山 太郎	10	① 〇〇〇〇年 5月 1日 ② 年 8月 1日 ③ 年 12月 31日	① 〇〇〇〇年 4月 30日 ② 年 7月 31日 ③ 年 12月 30日	①	13,000 (円・kg)	①	
〇〇町〇〇番〇〇	田	田	1,000 (1,000)	福山 太郎	10	① 〇〇〇〇年 5月 1日 ② 年 8月 1日 ③ 年 12月 31日	① 〇〇〇〇年 4月 30日 ② 年 7月 31日 ③ 年 12月 30日	③	60 (円・kg)	①	
〇〇町〇〇番〇〇	畑	畑	300 (300)	福山 太郎	10	① 〇〇〇〇年 5月 1日 ② 年 8月 1日 ③ 年 12月 31日	① 〇〇〇〇年 4月 30日 ② 年 7月 31日 ③ 年 12月 30日	②	3,500 (円・kg)	②	
〇〇町〇〇番〇〇	畑	畑	200 (200)	福山 太郎	10	① 〇〇〇〇年 5月 1日 ② 年 8月 1日 ③ 年 12月 31日	① 〇〇〇〇年 4月 30日 ② 年 7月 31日 ③ 年 12月 30日	④	(円・kg)	④	
〇〇町〇〇番〇〇	田	田	500 (500)	福山 太郎	10	① 〇〇〇〇年 5月 1日 ② 年 8月 1日 ③ 年 12月 31日	① 〇〇〇〇年 4月 30日 ② 年 7月 31日 ③ 年 12月 30日	④	(円・kg)	⑤ くわい	
			()			① 年 5月 1日 ② 年 8月 1日 ③ 年 12月 31日	① 年 4月 30日 ② 年 8月 1日 ③ 年 12月 31日		(円・kg)		

【農地中間管理事業】による貸借申出書提出時の確認事項】

○農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）への位置付け

制度の改正により農地貸借（利用権設定）を進めるためには、地域計画へ位置付けられることが必要となりました。この申出書の提出により、地域計画へ位置付けすることを了承いただいたものとして、必要な事務を進めます。

○貸借手続に関する留意事項

- ・この申出書の内容を福山市、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）で共有して、適正に管理します。
- ・この申出書の内容などを基に「農用地利用集積等促進計画」を作成して、内容確認をいただいた後、農地貸付者、農地借受者に押印して提出していただきます。
- ・農地貸借（利用権設定）は、権利の過半の同意が必要です。農地貸付者と農地の登記名義人が異なる場合は、権利の過半となるように他の権利者が「農用地利用集積等促進計画」へ記名、押印いただくことが必要です。また、権利持ち分の過半であることが確認できるように相続関係説明図を作成して提出をお願いいたします。
- ・農地の一部を貸借する場合は、どの部分であるか分かる平面図の提出をお願いいたします。

○記入上の留意事項

- ・利用権の種類：使用貸借は無償での貸借、賃貸借は有償での貸借です。
- ・借賃：金納は1筆毎の1年当たりの金額、物納は1筆毎の1年当たりの主食用米の数量をkg単位で記入してください。

○農地中間管理事業に係る個人情報の取扱いについて

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）は、農地中間管理事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し本事業の実施のために利用します。また、集落等の合意形成や検討会での審査・検討、国・県及び市町への報告等で利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

国、広島県、市町、土地改良区、農業委員会、農業協同組合、旧農地利用集積円滑化団体、広島県農業会議、広島県農業協同組合中央会、広島県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会広島県本部、広島県農業再生協議会、広島県農業共済組合、広島県果実農業協同組合連合会、広島県酪農業協同組合、広島県農業信用基金協会、広島県土地改良事業団体連合会、果樹産地協議会及び制度資金の融資機関